



産 保 第 2 9 8 4 号
平成 2 7 年 3 月 4 日

一般社団法人千葉県LPガス協会会長 様

千葉県防災危機管理部産業保安課長



液化石油ガスに係る一酸化炭素中毒事故の防止について（通知）

本県の液化石油ガス保安行政の推進につきましては、日頃から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、2月19日に液化石油ガスを使用している県内の公共の共同利用施設において、7名の方が負傷する一酸化炭素（以下「CO」という。）中毒事故が発生しました。

ついては、別添のとおり県内各液化石油ガス販売事業者にCO中毒事故防止について通知しましたので、貴職におかれましても、一般消費者等の保安の確保及び事故防止を図るため、貴協会員に対してご指導下さりますようお願いいたします。

担当

保安対策室 液化石油ガス担当

TEL:043-223-2729

産 保 第 2 9 8 4 号
平成 2 7 年 3 月 4 日

液化石油ガス販売事業者 様

千葉県防災危機管理部産業保安課長
(公 印 省 略)

液化石油ガスに係る一酸化炭素中毒事故の防止について（通知）

本県の液化石油ガス保安行政の推進につきましては、日頃から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、2月19日に液化石油ガスを使用している県内の公共の共同利用施設において、7名の方が負傷する一酸化炭素（以下「CO」という。）中毒事故（B級事故）が発生しました。

事故原因は、換気扇を使用しないで複数のガスコンロを調理のために使用していたところ、換気不良によりコンロが不完全燃焼を起こしたものと推定されます。

つきましては、貴者の供給先において同様のCO中毒事故が起きないように、下記事項について注意喚起されるようお願いいたします。

記

- 1 ガスの消費設備の使用中は、必ず換気を行うこと。冷暖房機を使用する時期においても、屋内でガスの消費設備を使用する際には、必ず換気を行うこと。また、現場において換気し忘れを防止するための工夫を実践すること。
- 2 ガスの消費設備の使用開始時及び使用終了時に当該設備の点検するほか、使用中も、当該設備の作動状況について点検し、異常のある時は、当該設備の使用中止、補修その他危険を防止する措置を講ずること。
- 3 ガスの消費設備及び換気設備を日頃から手入れをすること。また、停電中は、換気扇及び給排気設備が作動しない場合があるので、停電中にやむを得ずガスの消費設備を使用する場合は、窓を開けて換気をする等の措置を講ずること。
- 4 換気装置は、十分な排気量を確保できるよう、定期的な清掃又は交換を実施すること。
- 5 万一の不完全燃焼に備えてCO警報器等の設置を検討すること。

担当

保安対策室 液化石油ガス担当

TEL:043-223-2729